

# うるおい

## 22 合併協議会だより

2004.6.10発行  
発行/柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会

〒669-3309 兵庫県氷上郡柏原町柏原525-1 tel.0795-73-3122 fax.0795-73-3123  
ホームページアドレス http://www5.nkansai.ne.jp/org/h6gappeik/  
E-mail/h-gappeikyouto@mx.nkansai.ne.jp



(場所：兵庫県庁にて)

氷上郡6町が兵庫県に対して申請していた「廃置分合申請書」が、3月25日兵庫県議会定例会において原案のとおり可決され、これを受けて、井戸敏三兵庫県知事から6町長に「市の廃置分合処分決定書」が交付されました。

井戸知事から、「スムーズにスタートを切って、素晴らしい市をつかってほしい」との激励をいただき、合併協議会会長の山南町長は、「三年半をかけて、ここまでこぎつけた。大きな輪を大切に、新しいまちづくりに取り組みたい」と述べられました。

4月16日には総務大臣による6町を廃し、丹波市を設置する「市町の廃置分合」の告示があり、平成16年11月1日に人と自然の交流文化都市「丹波市」が誕生することが正式に決定しました。

### 兵庫県知事から6町の町長に 廃置分合処分決定書の交付がされました

6町の廃置分合にかかる告示は、次のとおりです。

○総務省告示第三百五十五号  
市町の廃置分合  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第三項の規定により、兵庫県氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町及び同郡市島町を廃し、その区域をもって丹波市を設置する旨、兵庫県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十六年十一月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十六年四月十六日  
総務大臣 麻生 太郎

第39回合併協議会で  
次のことが確認されました。

協議第1号  
市章選考委員会の構成について  
協議第2号  
法改正に伴う合併協定項目の  
取扱いについて

詳しくは中面をご覧ください。

## 確認事項のここが知りたい!

▶ 市章選考委員会の構成は、つぎのとおりです。(敬称略)

委員名	氏名	プロフィール等
選考委員長	多井 幸男	(社)総合デザイナー協会理事、建築
選考委員	足立 均	丹波美術協会会長、絵画
〃	荒木 孝典	高等学校美術科教諭、絵画
〃	石田 秀輝	氷上郡中学校美術科研究会会長、絵画
〃	西垣 大介	中学校美術科教諭、立体(彫刻)
〃	原 千歳	丹波美術協会会員、絵画
〃	山下 さつき	工芸(染色)



丹波市「市章」については、4月30日をもって募集を締め切らせていただきました。応募総数1908点と多くの方に応募いただきありがとうございました。今後、市章選考委員会での選考を経て、協議会において選定されます。協議の結果については、この広報等でお知らせします。

### お知らせ

- 合併協議会は傍聴できます。会議の傍聴を希望される方は、会議開始15分前までに受付をお済ませください。なお、会場の都合により、希望者が多数の場合は抽選とさせていただきます。
- 合併協議会会議録を閲覧できます。会議録の閲覧を希望される方は、合併協議会事務局または各町役場までお越しください。

### 協議会の今後のスケジュール

- 第40回合併協議会 平成16年7月21日(水)  
午後1時30分～ 青垣町民センター別館大ホール
- 第41回合併協議会 平成16年8月26日(木)  
春日町
- 第42回合併協議会 平成16年10月14日(木)  
山南町

※開始時間は、直前の協議会で決定されます。

### あしがき

平成12年10月に発足いたしました合併協議会もいよいよ大詰めで入り市章選考委員会の構成が、第39回合併協議会で承認されました。

新生「丹波市」誕生まで150日をきりました。住民の皆様にとりまして、暮らしよい、活気に満ちた、丹波市を目標にカウントダウンを始めてはいかがでしょうか。



山南町愛育会は、県下で最も早く一九五七年に発足し、活動の柱は月1回各戸を回る「声かけ」と分班長会議です。活動をする班員の大半は、乳幼児を持つ母親の皆さんで、「声かけ」が子育て不安の解消にもなり、郡内で一番だった虫歯の有病率も愛育だよりでの啓発等により低下してきました。

町内では少子化が進む地域もあり「声かけ」は高齢者や老人世帯も含めた活動へと広がっています。分班長会議では「声かけ」で得られた健康問題等について話し合い、健康づくりに役を担っています。

二〇〇二年より健やかな親子21子ども家庭総合研究推進事業のモデル地区指定を受け、心も体も健やかに親も子も育って行ける愛育班活動に力を入れています。



山南町



# 第39回 合併協議会

平成16年5月13日(木) 於 氷上町公民館大会議室

**報告第1号** 合併協議会会長の選任についての報告がされました。  
規定に基づき6町長の協議により引き続き、山南町長 足立梅治氏を会長に選任したことが報告されました。任期は、5月10日から合併協議会解散日まで。

**報告第2号** 合併協議会委員等の交代についての報告がされました。  
市島町長の改選に伴い山本孝雄氏が選任されたこと、広報広聴小委員会の委員が村上康充委員から瀬尾せつ子委員に交代されたことが報告されました。

**報告第3号** 市の廃置分合処分決定書の交付についての報告がされました。  
(表紙に詳しく記載しています)

**報告第4号** 第38回合併協議会会議結果についての報告がされました。

**報告第5号** 平成15年度合併協議会事業についての報告がされました。

**報告第6号** 平成15年度合併協議会歳入歳出決算報告についての報告がされました。

**報告第7号** 6町合併に伴う農業委員会の体制整備に関する要望書、丹波ひかみ観光連盟と6町観光協会からの要望書、氷上郡六町合併後の商工会への支援に係る要望書が提出され、今後関係団体等と協議していくことが、報告されました。

## 【報告事項】

**協議第3号** 第40回合併協議会開催日程の変更について  
最新の日程は、P.4をご覧ください。

(傍聴者 一般：11名 報道：7名)

## 小委員会報告

### ○第1回広報広聴小委員会 平成16年3月17日(水)

次のとおり、確認されました。

#### ・合併協議会だよりの発行について

体裁については従来どおり、A4サイズ、表紙・裏表紙はカラー、中ページは2色刷り、ページ数は4ページを基本とする。今後の広報広聴小委員会の開催時期を5月中旬、7月中旬、9月中旬とする。

#### ・「暮らしの便利帳」について

合併協議会として発行し、合併までに各戸配布できるように各事務事業一元化が確認され次第、随時、資料を整えて、スケジュールに基づき進めていく。



### ○第1回協議会運営小委員会 平成16年4月12日(月)

次のとおり、確認されました。

#### ・市章選考委員会の構成について

第39回合併協議会へ候補者7名を提案し、承認を求めることが確認されました。

#### ・法改正に伴う合併協定項目の取扱いについて

合併協定項目の協定後、法改正や規約改正あるいは制度改正などによる協定項目の取扱いについて、次回の合併協議会に提案することが確認されました。



# 第39回 合併協議会

平成16年5月13日(木) 於 氷上町公民館大会議室

## 【協議事項】

### 協議第1号 市章選考委員会の構成について

市章選考委員会の7名の候補者について、第38回合併協議会や運営小委員会での協議をもとに、デザインに見識のある方を選考委員長とし、郡内の美術各分野で活躍されている方々を選考したことが説明され、提案どおり承認されました。  
(市章選考委員会の構成は、「確認事項のここが知りたい!」をご覧ください。)

### ◆一部事務組合の取扱いにかかる協定項目との調整について

#### 【兵庫県町議会議員公務災害補償組合】

合併協定項目	兵庫県町議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において制度を確立する。
組合規約改正内容	組合に加入できる議員の範囲が拡大された(平成15年9月22日総務大臣認可・総行安第177号)ので、「町議会議員等の範囲」の条文を加え、町村の合併により市となった市議会議員の加入を認めることとする。(平成16年4月1日付け)
新市の対応	丹波市として加入することが可能となったことから、新市においても、実績のある兵庫県町議会議員公務災害補償組合に加入するものとする。
考え方	合併協定項目を確認した時点では、新市として加入をしたくてもできない状況であったため、新市において他の手段を検討せざるを得なかったが、規約改正により加入可能となったため、「新市において制度を確立する」として検討した結果として、従来の制度により対応していくものであり、合併協定項目の範囲内とする。

**協議第2号** 法改正に伴う合併協定項目の取扱いについて  
合併協定項目の協定がされた後、法改正や規約改正、あるいは制度改正が行われたことにより、合併協定項目を次のとおり取り扱うことが確認されました。

#### 【兵庫県町交通災害共済組合】

合併協定項目	兵庫県町交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。
該当する組合規約	『組合規約』(組合の共同処理する事務)第3条 組合は、交通災害共済事業に関する事務を共同処理する。 『組合事務の委託に関する規約』(事務委託の範囲)①会員の加入に関する事務 ②掛け金の収納及び保管に関する事務 ③見舞金の請求及び支払いに関する事務
新市の対応	丹波市としては、①会員の加入に関する事務 ②掛け金の収納及び保管に関する事務など新たな事務に関しては加入しないが、旧町で加入された分に係る請求及び支払い事務が残務処理として2年間残ることになり、残務処理の承継上、その期間が終了するまでは、丹波市として規約上加入しなければならない。
考え方	新市としての新たな加入に関する事務は行わないこととするものであり、協定項目提案時に、旧町で加入された分に係る請求及び支払い事務が残務処理として発生することについては説明し確認をいただいている。残務処理上加入しなければならないものとするものであり、合併協定項目の本質を変更するものではない。

### ◆平成16年度地方税法改正と地方税の取扱いにかかる協定項目との調整について

合併協定項目(抜粋)	各税の納期は、地方税法に定める納期とする。但し、固定資産税の第1期納期を5月とし、国民健康保険税の納期は10期(6月~3月)とする。(1)個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。(中略)(11)合併年度は旧町の取扱いによる。
法改正の内容	協定項目にかかる調整内容(個人住民税・調整の考え方) (1)納期は法定納期に基づき、6月、8月、10月、1月の4期とする。(地方税法第320条)(2)均等割額は2,500円とする。(地方税法第310条第1項)(3)減免規定は準則のとおりとする。(地方税法第323条)
新市の対応	今国会において、地方税法の改正があり、この中で個人住民税の基礎的部分である均等割について、次のとおり見直しがされた。「市町村民税の均等割について、人口段階別の税率区分(50万人以上の市3,000円、5万人以上50万人未満の市2,500円、5万人未満の市並びに町村2,000円)を廃止し、税率を3,000円(年額)に統一する。」
考え方	地方税法(合併協定)どおり課税する。 協定項目にかかる調整内容の調整の考え方で「均等割は2,500円」と明記していたところですが、協定項目そのものは、「地方税法の定めにより標準税率」と確認されており、この説明のために当時の率を明記したもので協定内容を何ら変更する必要がない。